
<http://www.incadat.com/> ref.: HC/E/UKe 598

[19/10/2004; Court of Appeal (Civil Division) (England and Wales); Appellate Court]

Cannon v Cannon [2004] EWCA CIV 1330

Reproduced with the express permission of the Royal Courts of Justice.

控訴院（民事部）

王立裁判所（Royal Courts of Justice）

2004年10月19日

Thorpe 裁判官、Waller 裁判官及び Maurice Kay 裁判官

Cannon 対 Cannon 事件

訴訟代理人弁護士：Henry Setright 勅選弁護士及び Ian Lewis（父親側）、
Alison Ball 勅選弁護士（母親側）

事務弁護士：Reynolds Porter Chamberlain 及び Ballam Delaney Hunt

THORPE 裁判官：

はじめに

1. 本件は、2004年5月28日付の Singer 裁判官の判決に対する上訴事件である。同判決には、2004年3月1日から3日間開催された口頭弁論における留保事項が付されている。当該口頭弁論の大部分は、「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」第12条及び第18条（英国では子の奪取及び監護に関する1985年法によって国内法制化されている）の意義及び効果に関する法的議論に関連するものであった。本上訴が Singer 裁判官自身によって許可されたのは、Singer 裁判官が上記条文に関して正しいと考える解釈は、過去の英国判例をすべて否定するものであるからに他ならない。Singer 裁判官を直接拘束する判例がない以上、こうした大胆な解釈を採ることは可能である。
2. Singer 裁判官が否定した第一の通説は、「子が新しい環境に適応している（settle）」という表現が、物理的な表面上の適応のみならず、それよりはるかに広い意味を含んでいるという見解である。また、第二の通説は、裁

判所は、子が一定の場所に適応していると認定される場合に、奪取前の国への子の返還を命じ又は拒絶する権限の行使が認められる、という見解である。Singer 裁判官は、口頭弁論に先立ち、裁判所代理人の協力を要請した。口頭弁論では、3名の弁護士（Henry Setright 勅選弁護士（父親側）、Ball 勅選弁護士（母親側）及び Nicholls 弁護士（裁判所代理人））が全員、第 12 条に定める意味での子の環境への適応を母親が立証した場合には、裁判官が裁量権限を行使し、子の返還を命じ又は拒否することに同意した。Singer 裁判官がこれと反対の見解をとる可能性を示した際には、当然のことながら、母親側の Ball 弁護士はそれに従う姿勢を見せている。これよりも意外であったのは、Singer 裁判官が Nicholls の意見を変えさせたことである。当職らは、Nicholls 弁護士が最終陳述において Ball 弁護士を支持し、子が環境に適応していると認定された以上、裁判官が返還を命ずることは許されない旨を述べたとの報告を受けている。

3. こうした状況からは、Singer 裁判官の留保付き判決が詳細かつ学問的であることは、意外なことではない。Singer 裁判官は、自身の結論を述べるとともに、それに対するほぼ完璧な裏付けを行っている。このため、裁判所代理人が不在であっても、当職らがこれによって不利益を受けることはあまりないと思われる。

事実関係

4. 次に、法律的争点の原因となった事実に関して、簡潔に記すこととする。Singer 裁判官は、中間判決段階の手續において、裁判所権限を行使し、暫定的措置として、子を地方自治体の施設に移すよう命じた。Singer 裁判官の判決は、C 事件（子の奪取事件：中間的命令：地方自治体施設への収容）（[2004] 1 FLR 653）として公表されている。Singer 裁判官による重要な経緯の要約は、公表判例のパラグラフ 3 に記載されており、5 月の判決のパラグラフ 3 でも繰り返されている。ここに、感謝の意をもってその要約を採用する。

米国人である父親とアイルランド人の母親（以下、それぞれ「父親」と「母親」という）は、1994 年にカリフォルニア州で結婚した。同年に一人っ子である S が生まれ、S は現在 10 歳である。一家は 1998 年 12 月まではカリフォルニアに住んでいたが、この月に、母親は、約束された休暇期間を守らずにアイルランドで S を留置した。1999 年 7 月には、母親がダブリンにてハーグ条約に基づく手續を申し立て、子をカリフォルニア州に返還

すべきとの同意判決が下された。この同意判決では、母親と子が、1998年12月の後半に行われるカリフォルニア州裁判所での口頭弁論までに帰国することが想定されていた。しかし、母親は裁判所に出頭せず、その後の手続にも欠席した。この結果、1999年10月には、裁判所によって父親側勝訴の中間的監護命令が下された。母親は、子が米国に帰国した直後の1999年7月に再び子を連れ去り、英国に向かった。英国で、母親は、捜索を逃れるために自身と子の名前を偽り、4年以上も後にリバプールで所在が突き止められるまで、偽名を使用していた。」

5. Singer 裁判官判決のパラグラフ6には、次のような説明が記載されている。

「1999年7月に、子が、母親によって、父親の監護権を侵害して、常居所国である米国から不法に連れ去られ、その時から2003年10月まで居場所が故意に父親から隠されていたという点以外には、争いがない。この隠匿行為は、母親と子の身分詐称を伴うものであった。例えば、子の場合には、死亡した子の生年月日と名前を乗っ取るという念入りなプランが実行された。このように、母親が奪取を遂行し父親との親子関係を断ち切る決意の程度という点においては、本件は極端なケースである。」

争点

6. Singer 裁判官は、第12条、第13条及び第18条の規定を記載した後に、次のように述べている。

「第12条第2項の解釈及び効果に関連して、次の3つの争点が生じると考える。第12条第2項の関連事件において、実際に『子が新たな環境に適応していることが証明される』場合には、条約上、裁判所があえて返還を命ずる権限が認められるのかどうか。それとも、この場合には、条約上、返還命令を下す権限は残っていないのか。

これらの論点に対して、第18条は影響を及ぼすか。及ぼすとすれば、どのような影響であるか。

不法な連れ去り又は留置の一部期間又は全期間にわたって、子の所在が、子と引き離された方の親に対して積極的に隠匿されていた場合には、第一の論点にどのような影響を及ぼすのか。

7. Setright 弁護士は、裁判官による考察が本末転倒であると批判している。この批判は一応的確である。本上訴事件においては、次の二つの争点を判断する必要があると考える。

i) 「子が新たな環境に適応している」という文言の妥当な解釈とは、どのようなものか（以下「論点1」という。）

ii)被告によって、子が新たな環境に適応していることが立証された場合に、裁判所には、それでもなお子の返還を命ずる権限が残っているのか（以下「論点2」という。）

8. **Singer** 裁判官は、詳細な判決文において、口頭弁論中に提出された多数の争点及び提出書面を検討している。改正ブリュッセル II 規則（以前は「婚姻・親子事件の裁判管轄及び判決承認に関する 2003 年 11 月 27 日付の EU 理事会規則（EC）（2201/2003）」と称された）の規定の検討を通じて、類似点の抽出を試みている。また、子の保護に関する 1996 年のハーグ条約との類似点も抽出している。
- 判決文のこの他のセクションでは、1998 年人権法に関する事項も取り上げられている。また、**Setright** 弁護士も、**Ball** 弁護士も、「条約法に関するウィーン条約」を根拠とする主張を試みている。また、米国の「トーリングの法理（doctrine of tolling）」（訳注：子が隠されていた場合に、ハーグ条約第 12 条第 1 項の期間の起算点を、子の発見の日から起算するという法理）の法的根拠を検討した箇所もある。これは、条約第 12 条第 1 項に基づく紛争の判断に際して、米国で広く採用されているが、普遍的とまではいえない原則である。
9. このように、程度の差はあるが関連性を有する分野に関しては、ここでは取り上げないこととする。これらが、当職が取り上げた二つの論点の解決に役立つ可能性は十分とは言えない。ハーグ条約が英国で施行されてから 18 年も経過していることからすれば、英国の判例に外国の公表判例を補完することで十分な資料を得られ、上記の論点を正しく判断するための十分な参考資料となると考える。
10. **Perez-Vela** 教授の報告書は、全くカテゴリーが異なっている。しかし、第一の論点に関しては、一般的な意味では **Singer** 裁判官の結論の裏付けとはなるものの、重要な点において表現が曖昧である。第二の論点に関しては、教授の考察は **Singer** 裁判官とは反対であるように思われる。従って、**Perez-Vela** のコメントリーは全体的にはあまり取り上げないが、二つの論点をそれぞれ検討する際には、手短に触れることとする。

条約の条文

11. まず、本上訴事件に主に関連する条文を挙げる。

第 12 条

「子が第三条に規定するところにより不法に連れ去られ、又は留置され、か

つ、当該子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局が手続を開始した日において当該子の不法な連れ去り又は留置の日から一年が経過していない場合には、当該司法当局又は当該行政当局は、当該子の返還を直ちに命ずる。

司法当局又は行政当局は、前項に規定する一年が経過した後に手続を開始した場合においても、子が新たな環境に適応していることが証明されない限り、当該子の返還を命ずる。

要請を受けた国の司法当局又は行政当局は、子が他の国に連れ出されたと信ずるに足りる理由がある場合には、当該子の返還のための手続を中止し、又は当該子の返還の申請を却下することができる。」

第 18 条

「この章の規定は、司法当局又は行政当局が有するいつでも子の返還を命ずる権限を制限するものではない。」

12. 第 12 条は重要な条文であり、第 1 項は、条約に定める条件が充たされた場合には返還義務を課している。もっとも、本上訴事件は第 2 項に関するものである（以下、便宜的に「第 12 条第 2 項」と称する。）

訴訟代理人弁護士による主張

13. **Setright** 弁護士及び **Ball** 弁護士からは非常に詳細な主張骨子が提出され、当職らはそれらをもとに準備を行った。**Setright** 弁護士は、次のような項目に基づいて主張を提出している。

i) 隠匿の事実と、第 12 条第 2 項に定める「環境への適応」の概念との関係。

ii) 子の環境への適応の事実が認定された場合であっても、条約に基づき返還を命ずる権限が残存しているのかどうか。

iii) 本件の具体的状況における、返還を命ずる権限の行使。

14. 上記 i) に関して、**Setright** 弁護士が主に主張しているのは、隠匿（特に身元詐称による隠匿）は第 12 条に規定する「環境への適応」の概念と矛盾し、相容れないという点である。

15. 当然のことながら、上記 ii) に関しては、**Setright** 弁護士は、「不法な連れ去り又は留置から 1 年以上経過してから開始された手続で、子が新しい環境に適応している場合には、条約上、返還を命ずる権限は残っていない」という **Singer** 裁判官の結論には誤りがあると主張している。iii) の点に関して

は、**Setright** 弁護士的主張を記載する必要はないと思われる。

16. **Setright** 弁護士は、上記 i) 及び ii) の双方に関して、**Singer** 裁判官の結論は条約の目的に反し、従って条約の目的論的解釈にも反していると主張した。また、同弁護士は、同裁判官の結論は、奪取者である親が不法行為を利用して条約の適用を免れるという不適切な結果を承認することとなり、条約の効果を弱めるものだとして主張した。さらに、特に奪取者が自身の行動を第 13 条に定める抗弁の根拠として援用する場合には、そのような抗弁は奪取者に厳しく解釈すべきである、という各国の判例にも反すると主張した。
17. **Setright** 弁護士は、子の環境への適応の事実が認定されても返還命令権限が認められることの根拠として、第 12 条第 2 項に明示的禁止がないことから黙示的に認められる、と主張した。また、**Setright** 弁護士は、予備的主張として、このような権限は第 18 条で明示的に定められていると述べた。
18. **Ball** 弁護士の職務は、下記に述べる判決の範囲と権限によって軽減された。**Ball** 弁護士は、これらの論点に関して、裁判官の述べた通りの理由で、裁判官の判断が正しいと述べることでほぼ十分であった。

争点

Perez-Vela の報告書

19. 当職は、パラグラフ 106 乃至 109 までの記載事項が、一般的に **Singer** 裁判官の結論を裏付けるものであることは認める。しかし、パラグラフ 108 及び 109 の記載は曖昧であり、教授の説明に疑念を生じさせるものである。

判例

20. 英国では引用される判例が 5 件あり、これらについて手短かに述べることにする。
21. (A) **Re S** (未成年者 A) (子の奪取事件) ([1991] 2 FLR 1)

Purchas 裁判官が、**Butler-Sloss** 裁判官によって承認された判決のパラグラフ 23 で次のように述べている。

「ここで、本事件の状況に照らし、最後の論点すなわち第 12 条について検討する。この論点とは、**K** が新たな環境に適応していることの立証があったかどうかである。**Karsten** 氏は、首席裁判官がこの点に関して認定を行っていないと主張している。当職は、首席裁判官の判決文の関連部分を検討した。首席裁判官が第 12 条を相当詳細に検討したこと、代理人弁護士の主張を検討したこと、また、既に述べた通り、口頭弁論の前には書面及び事

件の経緯を完全に理解していたことは明らかである。K が本当に新たな環境に適応していたといえるかどうかに関する反論に関しては、母親、頻繁な引っ越し、学校等の経緯に鑑みれば、意見が大きく分かれる争点である。当職は、この争点に関する首席裁判官のアプローチをあえて否定することはしない。首席裁判官はこの争点に関して具体的な事実認定を行っている。第 12 条の目的は、不法な連れ去りから申請までの期間が 1 年以上である場合の救済措置を認めることである。このような事情においては、子の環境への適応の事実が立証されれば、直ちに子を返還する義務はなくなるが、第 18 条に定める包括的権限により、裁判所は子の返還を命じ又は拒否することができる。Scotland 氏（訳注：父親側代理人）から既に指摘された通り、頻繁な引っ越しの事実からすると、当職には、Katharine が新たな環境に適応していることが立証されたとは認められない。争いは 1989 年 4 月から続いており（1989 年 8 月からは確実に続いている）、Katharine は自身の将来や住む場所に関して不安を抱いていることは間違いない。彼女が、ともに辛い出来事を乗り越えてきた腹違いの姉（訳注：妹？）と関係を築いているのは明らかである。しかし、第 12 条に定める意味において英国の環境に長い間適応していることが立証されたというためには、解決すべき困難な問題点があると考えられる。Stephen Brown 首席裁判官は、この点に関して立証がなされたとは認めなかった。当職は、この点に関する Brown 首席裁判官の意見には関知しないこととする。いずれにせよ、Stephen Brown 首席裁判官は本件の全体的状況に照らして第 18 条の裁量権を行使し、また、条約の根本である礼譲に従い、外国裁判所での離婚手続によって同国の管轄権下に置かれた K の福祉の維持及び管理を正当に委任された当該外国裁判所の判断に介入せず、これを支持した。

22. (B) **Re N (Minors) (Abduction)** ([1991] 1 FLR 413) 本事件は影響力の大きな判例であり、その後、英国だけでなく外国の判例でも取り上げられ、概ね適切なものと認められている。Bracewell 裁判官は、当時の最新判例であった S 事件の控訴院判決や、その他 1990 年 10 月 8 日の M 対 M 事件（未公表）の下級審を除いては、今回が初めて手がける分野であった。どの程度の環境適応度の立証が必要かという点に関する Bracewell 裁判官の結論は、以下のパラグラフに記載する通りである。

「第二の論点は、どの程度の環境適応度の立証が必要か、という点である。法的な推定が法規範を反映しているという主張には、一定の説得力があると思われる。母親が、子が単に周囲になじむ程度以上の適応度を立証できない限り、子を返還すべきだというのが、条約上の推定事項である。この表現は通常の自然な意味に解するべきであり、また、本件の状況における

『環境への適応』は二つの要素で構成されている。一つ目は、コミュニティと環境とのつながりを有しそこに定着するという物理的な要素で、二つ目は、安心と安定感という精神的な要素である。Purchas 裁判官は、S 事件の判決第 35 頁において、第 12 条に関して次のように言及している。

『このような事情においては、子が新たな環境に適応していることが立証されれば、直ちに子を返還する義務はなくなるが、第 18 条に定める包括的権限により、裁判所は子の返還を命じ又は拒否することができる。』

次に、Purchas 裁判官は条約に基づく『長い間適応している』という要件を再度検討しているが、この検討は、M 対 M 事件における首席裁判官のアプローチや、S 事件の第一審判決のアプローチと完全に整合的なものである。この『長い間』という文言の定義はないが、『一時的』の反対語であり、将来の予測に基づく立証を要するものであって、将来的に考えて現在の状態が安定的であり、人生における出来事が安定している限りにおいて恒常的なものである必要がある。また、『新たな環境』にはどのようなものが含まれているか。『新たな』という文言は重要であり、場所、家、学校、人々、友人、活動、機会が含まれるが、緊密で愛情豊かな母親との関係それ自体は含まれないと考える。母親との関係は、新たな周辺環境に影響を与える場合のみ関連性を有する。

すべての事案は、その事案の具体的事実に即して判断すべきである。・・・」

23. (C) M 事件 (子の奪取：黙認) ([1996] 1 FLR 315) 当職は、S 事件及び N 事件の判例に言及し、321A に以下を追加する。

「子の適応度を調査するにあたっては、物理的な適応だけでなく、感情面・心理面での適応も重視すべきであると考え。」

24. (D) L 事件 (子の奪取：刑事手続と同時審理) ([1999] 1 FLR 433) Wilson 裁判官は、S 事件及び N 事件において、次のように判示している。

「子の環境への適応の事実を、母親が立証できる場合もあれば、できない場合もある。この問題は、見かけよりも立証が困難である。S 事件 (未成年) (子の奪取) ([1992] 2 FLR 1, 24C) では、Purchas 裁判官が、長期間の適応といえるための必要条件を述べている。また、N 事件 (未成年) (子の奪取) ([1991] 1FLR 413, 418C) では、Bracewell 裁判官が、「環境への適応」とは人生の出来事が安定している限りにおいて恒常的な状態である必要がある、と判示している。デンマーク人の母親は、英国が隠れ場所として適しているというだけの理由で子と 1 年間滞在したのであり、強制送還の手続の対象となる可能性もある。このような母親が、これらの判例の意味における英国への適応の事実を立証できるのかは、疑わしい。」

25. (E) H 事件 (子の奪取：16 歳の子) ([2000] 2 FLR 51)

この事件では、Bracewell 裁判官が「環境への適応」の問題点を再検討することとなった。Bracewell 裁判官は、Wilson 裁判官が L 事件で採用したアプローチをもとに、N 事件において過去に表明した見解を拡張した。該当部分はセクション 54H から始まっている。

「関連する日付からすると、これらの手続が開始されたのは、連れ去りの日から 1 年間経過後である。手続がこのように遅れた理由を検討すべきである。そして、この理由は適応の争点と関連性があると思われる。L 事件判決（子の奪取：刑事手続と同時審理）（[1999] 1 FLR 433, 441）において、隠れていた期間を適応の立証の際に主張することは認められないこと、また、「片方の親から、何とかして逃げられた。子の住所と居場所は隠した。子が今の国に長い間滞在しているかが争われる前に、子が環境に適応しているから、元の国への返還命令を拒否すべきだと主張しよう」という奪取した側の親の考えが認められるのであれば、適切な法とは言えないことが明確に判示されているためである。また、これとの関連においては、父親が子の所在を知った時点を検討するのが適切である。

当職は、父親が子の居場所を初めて知ったのが、1998 年 12 月に K から手紙をもらった時点であると認定する。母親が 1998 年 5 月に手紙を出しているとしても、また、父親がそれを受け取ったかどうかに関係なく、この手紙はこの争点には影響を及ぼさない。母親が住所を書かず、また、少なくともあと数ヶ月は英国に滞在するつもりだと述べているためである。その日付時点では、どう見ても、母親の意思表示は、英国に恒常的に滞在する決意とみることはできない。この点は、父親に関する限り、誤解を招く表現である。母親が子を不法に連れ去った時点では、英国に永住する考えであったが、それを父親に知らせるつもりはなかったと認められるからである。母親の行動は、事実上、父親との「水切り遊び」であった。母親は、住所も知らせず、子の転校先のオーストラリアの学校も知らせなかった。K は新しい住所に引っ越した直後に父親に住所を知らせている。証拠を総合的に勘案すると、母親は父親との有意義な接触を一切拒んでおり、また、父親による子に関する申請に役立つ情報を与えたくないと考えていた。父親が 1998 年 12 月まで子の居場所を知らなかったという、当職が認定した事実からは、父親は実質的にはその時点から 12 ヶ月以内に申請を行ったことになる。本件の状況においては、母親が、子が英国に適応していると主張することはできないと認定する。

判例上、「環境への適応」を構成する要因は明らかであり、本件事件の子らに関する限り、N 事件（未成年）（子の奪取）（[1991] 1 FLR 413）の基準の適用範囲内とは考えられない。「環境への適応」は、手続の開始日を

基準とすべきであり、物理的要因と心理的要因の二つの点から、通常の意味に解すべきである。」

26. スコットランド判例が 2 件、裁判所に提出されている。1 件目は **Perrin 対 Perrin 事件** ([1994] SC45) という、民事上級裁判所上訴部の判決である。同裁判所は、条約第 12 条の解釈にあたって、**Bracewell** 裁判官が N 事件で示した基準を採用し、これを適用した。

27. **Soucie 対 Soucie 事件** ([1995] SLT 414) では、裁判所は、N 事件判決が **Perrin 対 Perrin 事件** 判決で採用され、事案の事実に適用されたことを指摘した。同裁判所は、この判決を検討する際に、次のような考慮事項を追加した。

「さらに、適応の問題点は、裁判所の基本的な責務は、子を不法な連れ去り又は留置のあった国に返還を命ずることである、という条約の趣旨に即して検討すべきである。」

米国の判例

28. 奪取者による子の隠匿行為が 12 ヶ月の期限徒過の原因となっており、又はこれに寄与している場合における、第 12 条の妥当な解釈に関する米国の判例法は、厳格である。米国の判例上、「トーリング」又は「エクイティ上のトーリング」の概念が形成されている。簡単に説明すると、この法理により、裁判所は、不法な連れ去り又は留置の日から手続開始日までの期間の計算にあたり、子が隠匿されていた期間を無視しなければならない。**Nicholls** 弁護士は、主張骨子において、この概念は国務省による条約の法的考察に由来していると述べている。

「不法行為者とされる者が、子の居場所を監護者から隠し、その結果として子の所在調査が必要となって返還手続の開始が遅れた場合には、相手方に考慮すべき重要な事情がない限り、そのような行為による利益を受けることを認めてよいかは、きわめて疑わしい。」

29. 米国の公表判例の大部分では、「トーリング」の概念が適用されており、奪取者の行為が強い非難の根拠となっている。**Mendez-Lynch 対 Mendez-Lynch 事件** では、この概念が適用されているが、当初から批判を受けている。上訴レベルでは、第 11 巡回区連邦控訴裁判所の **Lops 対 Lops 事件** 判決において、子の隠匿があった場合に 12 ヶ月の期限の「トーリング、中断又は停止」が適用可能かという点に関して、議論の可能性を残している。要するに、連邦控訴裁判所の権威ある判例はない。もともと、隠匿によって時間を稼いだ奪取者が、米国裁判所では第 12 条に定める意味での「環境への適

応」の立証が通常は認められないのは明らかである。

その他の国・地域の判例

30. 以下の引用に関しては、当職は、ハーグ国際私法会議のリーガル・オフィサーである **Marion Ely** 氏に深く感謝する。**Marion Ely** 氏には、上訴人側弁護士のために、**INCADAT** の記録にある関連判例のサマリーを作成していただいた。アイルランドの **P 対 B** 事件(2) (子の奪取：期限徒過) (**[1999] 4 IR 185**) では、不法な連れ去りから 20 ヶ月後、子の発見から 12 ヶ月後になって開始された手続において、「環境への適応」の立証が認められた。また、スイスでは、2000 年 7 月 6 日のローザンヌ裁判所判決において、子の返還が命じられた。裁判所は、過去 4 年間にわたって学校に行かず、社会的関係も築いていないという隠避生活に鑑み、子が新たな環境に適応しているとは言えないと指摘した。このサマリーの中で最も極端なケースは、**J. E. A. 対 C. L.M.** (**[2002] 220 D. L. R. (4th) 577 (N.S.C.A.)**) であろう。子の不法な連れ去りから 7 年経過していたにもかかわらず、返還が命じられている。

「しかし、本件では、返還命令によって、子の奪取を防止するという条約の目的が達成されると考えられる。本件の奪取の状況は、極めて悪質である。母親とその支援者に対しては、裁判所が子の奪取に厳正に断固として対処すること、ノバスコシア州は奪取者の避難所でないことを示すべきである。

子が常居所地に 7 年間不在であった場合でも、返還を命ずることにより、常住所国の裁判所に子の最善の利益を判断させるという目的も達成される。子の父親とその拡大家族 (**extended family**)、さらに虐待の調査を実施した者は、米国に在住している。従って、米国の裁判所が、1995 年から開始した手続を継続し、子の最善の福祉を決定するのに最も適した立場にある。子は現在では学校、友達、活動の面で新たな環境に適応しているが、裁判所は、子や、子を扶養している母親の不安定な立場も勘案しなければならない。」

オーストラリア

31. オーストラリアは、第 12 条第 2 項を限定的に文面解釈する傾向にある唯一の国である。**Director General, Department of Community Services 対 M. and C. and the Child Representative** 事件 (**[1998] FLC 92-829**) では、オーストラ

リア家庭裁判所大法廷（裁判長は Nicholson）は、N 事件における **Bracewell** 裁判官による原則の判示を否定した。この原則は、**Graziano 対 Daniels** 事件（[1991] 14 Fam. LR 697）では、大法廷によって採用されていたものであった。当職が通説的解釈だと理解している原則を却下するにあたり、**Nicholson** 裁判官は次のように述べている。

「当裁判所は、この判示は、オーストラリア家族法に関する限り、法とはみなされないと判断する。オーストラリア連邦高等裁判所が **De L** 事件において判示する通り、適用すべきはオーストラリア家族法である。家族法には『長期間』という文言はどこにもなく、それを導入すべき正当化根拠も見当たらない。唯一の基準は、子が新たな環境に適応しているかどうかである。この基準は、申請時と実体審理時のいずれかにおいて適用すべきである。これらの 2 つの日付が近いことからすると、本件の状況においては、どの日付が適切かを判断する必要はない。」

32. これより後の **Townsend 対 Director-General, Department of Families, Youth and Community**（[1999] 24 Fam. LR 495）では、同様の結論に達した。ここでも、裁判所は、**Graziano** 事件判決で採用されたアプローチ（周囲に馴染んでいるという程度以上の適応度が必要であり、「環境への適応」には物理的要因と心理的要因があるというアプローチ）を、法令にとっては不必要な曲解だとして否定した。適用すべき唯一の基準は、子が新たな環境に適応しているかどうかである、と判示された。

33. もっとも、これらのオーストラリア判例に関連しては、これらがオーストラリアの法律（家族法規則第 16 条第 1 項）に基づく判例であるという点を強調しておかなければならない。

34. **Singer** 裁判官が、最近のオーストラリア判例に影響を受けたのはほぼ間違いない。同裁判官は、**Townsend** 事件判例から次の 3 つのパラグラフを引用している。

「33. まず、奪取者が、子が単に周囲に馴染んでいること以上の適応度を立証すべきである、という概念からは、適応度によっては法律上の要件を充たさない場合があるという帰結になる。そうすると、オーストラリア家族法規則が実際に課している要件よりも厳しい基準があることになる。また、この概念によって、環境への適応度を示す事項の関連性が否定されたり、軽視されたりする場合もある。このように、『単に周囲に馴染んでいる』という基準で比較することによって、争点が複雑化し、子が新たな環境に適応しているかどうかの裁判所による判断の妨げとなりがちである。

34 次に、「環境への適応」が物理的要因と心理的要因という二つの要因で構成されているというのは、誤解を招くものである。引用された文章に記

載された様々な事項に関連性が認められることは間違いないが、この文言を二つの要因に分けて分析するのは無益である。関連事項をカテゴリー分けする方法は数多くある。例えば、「教育」を一つの独立したカテゴリーにすることも可能であろう。**Graziano** 事件判決で採用された2つの要因による分類によって、事実審裁判官は、法律の文言上義務付けられているものとは異なるアプローチをとる可能性がある。特に、利益衡量の微妙な事案では、さまざまな事項の重要性に影響を及ぼす可能性がある。

35 従って、当裁判所は、**Graziano** 事件判決において、子が「新たな環境に適応しているかどうか」の基準では、単に周囲に馴染んでいること以上の適応度が必要であり、「環境への適応」という文言は物理的要因と心理的要因で構成されていると述べている限りにおいて、法律にとっては無益であり、法律に適切に対応したものとみなすべきではないと判断する。当裁判所は、**M and C** 事件における大法廷の『適用すべき唯一の基準は、子が新たな環境に適応しているかどうかである』という判断（その妥当性は、当裁判所では争われていない）に同意する。」

35. **Singer** 裁判官は、さらに、次の2つのパラグラフで次のように述べている。以下に全文を引用する。

「当職にとって最も望ましくないのは、直感的には条約そのままの文言により近い姿勢をとるべきであるのに、曲解をさらに重ねることによって論点を解明しようとすることである。しかし、コメントの形で指摘しておく、具体的な事案における子が新たな環境に適応しているかどうかの判断においては、その問題点と最も関連性が高いと思われる立証手段を検討する余地があると思われる。もちろん、将来の事情は無視してよいというのは、行き過ぎである。例えば、A国B市のCという家で長年暮らした奪取側の親が、基準時点において別の国、都市又は家に引っ越す強い決意を有しており、あるいはプランの準備中である場合などである。それとは正反対にあるのは、子の生活パターンに対する、推測的で非現実的であるが、なお根本的な不安感である。これらの中間に位置するのは在留資格であり、**M and C** 事件の大法廷はこれらを総合的に検討した。

このような観点から見ると、第12条第2項は分岐点を示している。不法な連れ去り又は留置後1年間の適応は、子の人生の分岐点であり、この時点で、ハーグ条約を適用する裁判官の正当な政策的目標の主眼が、条約の目的（すなわち、奪取された子の福祉と、奪取の対象となり得る子全般の福祉）から、特定の子と環境との相互関係について、ハーグ条約上の問題及び制限とは切り離された定性的評価をすべきだという、より個別化された認識に推移する。「環境への適応」の立証基準をあまり厳しく設定すると

(第 13 条(b)に基づく権限の行使に関する司法判断から類推して)、迅速な返還というハーグ条約の目的が妨げられるというよりは、国境を越えた一方的な連れ去りによってすでに過去に不利益を受けている子にとって、さらにトラウマとなる可能性がある。」

争点 2

Perez-Vela 教授の報告書

36. パラグラフ 112 の最後の文では、第 18 条が第 12 条第 2 項に対して及ぼす影響を考慮し、適応の事実が認定されれば、裁判所は返還を拒否することとなると述べている。

判例

37. 次に、二番目の論点に関して、判例の状況を簡潔に検討する。過去の判例の流れはほぼ同じ方向であり、すなわち、適応の事実が認定されれば申請人の申立が却下されるとは限らず、条約に基づく返還を命じ又はこれを拒否する裁判所権限の行使が可能となるだけである、とされている。
38. この法律的議論の結果は、実務上の影響は皆無だといえるかもしれない。ハーグ条約に基づく申請人の申請が却下されたとしても、1989 年児童法の規定や後見に関する裁判所固有の権限など、国内法に基づく別の申立をすることは何ら妨げられないからである。しかし、本上訴事件の当事者は、この法律的議論の結果が重大であると考えているのは明らかである。条約に基づく権限の行使にあたっては、裁判所は、子の福祉の重要性（特に子が新たな環境に適応している場合）を念頭に置きつつ、条約の最優先目的を適切に考慮しなければならないが、一方で、英国の国内法に基づいて権限を行使する際には、子の福祉が最優先の考慮事項となる。
39. 第 12 条第 2 項に定める「環境への適応」の妥当な解釈に関する上記の引用判例は、適応の事実が立証された場合における、裁判所による条約に基づく返還命令の権限を確立するものでもある。再言すると、このような判例の発端は当裁判所で争われた S 事件であり、関連判例は上記にすでに述べた通りである。24 頁の B 項及び D 項では、Purchas 裁判官は、返還を命ずる残存権限が第 18 条に規定されていると具体的に述べている。この判示は、後の判例において、第一審裁判官により、場合によっては明示的に採用された。N 事件では、第 18 条に明確に言及した箇所が 2 つある。Bracewell 裁判官は、416E で次のように判示している。

「次に生じる問題は、第 12 条が本事件に適用されるかどうか、また、母親が、二人の子の環境への適応の事実を立証したかどうかである。これに対する回答が『イエス』であれば、当裁判所は、子の返還を命じ又は拒否する権限を第 18 条に基づいて有することとなる。」

また、Bracewell 裁判官は、417D にて次のように述べている。

「裁判所が（適応の事実を）認定した場合には、第 18 条に基づき、子の返還を命じ又は拒否する権限が生じる。」

40. M 事件判決において、上記の文の直前に、当職は以下のようにのみ述べた。

「一つ目は、母親が、召喚状が連れ去りの 1 年以上後になって発付され、子が新たな環境に適応しているという主張によって開かれた裁判所権限のドアである。」

41. Wilson 裁判官は、L 事件判決において、これよりはるかに詳細に残存権限及び根拠について検討している。上記に引用した文章の直後で、次のように述べている。

「しかし、母親が適応の事実を立証したのであれば、裁判所には返還を命ずる義務が生じるわけではなく、返還を命ずるかどうかの裁量権限が生じていたはずである。上記の S 事件（未成年）（子の奪取）判決のパラグラフ 24B において、Purchas 裁判官は、次のように、条約第 13 条に基づいて権限が発生すると述べている。」

「この章の規定は、司法当局又は行政当局が有するいつでも子の返還を命ずる権限を制限するものではない。」

まず、当職は、この権限が条約の範囲外（例えば子の福祉が最優先考慮事項とされる固有権限において生ずるもの）を指しているのかどうか疑問に思った。しかし、不法に連れ去られ又は留置された子の返還に関する第 18 条の権限が、条約の範囲内、従って 1985 年法の効力に基づき生じる権限であること、また、子の環境への適応の事実が立証された場合の第 12 条に基づく権限は、第 13 条に定める事項が立証又は認定された場合に生じる権限と類似したものであることは、双方の代理人弁護士が同意しており、当職もそれを認定する。すなわち、A 事件判決（奪取：監護権）[1992] Fam 106, 122E sub nom Re A (Minors) (Abduction: Acquiescence) ([1992] 2 FLR 14, 28F) における Donaldson of Lymington の語句を引用すると、裁判所権限は『条約のアプローチに基づいて』行使しなければならない。子の福祉は最優先事項ではなく要素の一つであり、第 12 条に基づく立証がなされた場合に、子の環境への適応が重要でないとは到底考えられない。しかし、この権限は、どちらの当事者が、どの国で子と住むべきか、親子が当分住むべき場所はどこかという点に関する実体審理を行う国を決定するためのもの

であり、この文脈において、子の福祉が一つの要素として評価される。」

スコットランド

42. 再言すると、第一の論点に関する上記引用判例からは、スコットランド裁判所が残存権限を行使し、子の環境への適応の事実が立証された場合にも返還を命じていることは明らかである。事例を挙げると、**Soucie 対 Soucie** 事件判決の paragraph 418A に次のような短い節が2つ記載されている。

「このような比較衡量に基づく権限行使は、第 12 条但書の要件が立証された場合、第 12 条但書の要件が立証された場合に適用される第 13 条に定める事項が実際に立証された場合、又は第 13 条に定める事項が実際に立証された場合において、第 18 条に基づく権限を検討する際には妥当である。」

43. このテーマは、最終パラグラフで繰り返されている。裁判所は次のように記している。

「主な争点のいずれかに関して、相手方に有利な判断をすべきことを認定するにあたり、第 18 条に基づく権限の問題も検討した旨を付言しておかなければならない。」

米国

44. 米国は原則として「エクイティ上のトーリング」というアプローチを採用しているため、相手方が適応の事実を立証するのは（他の国よりも）困難である。米国の文献で残存権限の存否及び根拠についてほとんど検討されていない理由が、このアプローチにあることは間違いない。

その他の国・地域

45. **Setright** 弁護士から当裁判所に対しては、オーストラリア判例以外には、他の国・地域における本争点の考察が提出されていない。オーストラリアに関しては、別項目で説明する。もっとも、**INCADAT** のメモランダムでは、アイルランド共和国の **P 対 B (2)**（子の奪取：期限徒過）（**[1999] 4 IR 185**）という判例が挙げられている。この事件では、裁判所は、不法な連れ去りから手続開始まで 20 ヶ月が経過しており、その間に子が新たな環境に適応していると認定した。裁判所は、それにもかかわらず返還を命ずる権限があると認定したが、その権限を行使した上で返還を拒否した。

オーストラリア

46. オーストラリア判例では、適応の事実が立証された以上、条約上返還を命ずることはできないという強い意見があり、**Singer** 裁判官はその影響を受けている。オーストラリアのハーグ条約事件に関するリエゾン・ジャッジであり、この分野での高名な専門家・講師である **Kay** 裁判官は、**State Central Authority 対. Ayob** 事件判決 ([1997] FLC 92-746) において強い意見を表明している。関連する箇所は以下のパラグラフ 60 にて全文が引用されている。

「しばらく本題から外れると、英国判例の中には、『子が新たな環境に適応している』と認定された場合でも裁判所はなお子の返還を命ずる権限が残っていると判示するものがあるが、こうした見解には賛同しかねる。こうした見解が、単に、裁判所が、ハーグ条約とは別に、コモン・ローや国内法の適用によって子の返還を命ずる権限があるというのであれば、当職と他の裁判官の間で意見の不一致は全くない。しかし、ハーグ条約の四方の壁の中に、不法な連れ去り又は留置から 1 年以上という要件を充たし、新たな環境に適応している子に関して、裁判所権限の余地があるというのなら、当職はそうした余地は全くないと考える。このような子に関しては、条約及び [オーストラリア家族法実施] 規則が重ねて適用されることはない。」

[次にパラグラフ 84 と 073 において N 事件を引用し、S 事件に言及し、第 18 条の条文を記載した上で、次のように述べている。]

第 18 条は、単に、条約が、条約上の権限を行使する国の国内法の一部を構成すること、また、裁判管轄権の問題があるとされている子や、福祉の観点から外国に移動させるべきだと主張されている子の取り扱いに関して全体的な法規定を定めようとするものではないことを表しているに過ぎないと考える。

また、当職が、その子が不法に連れ去られ又は留置され、ハーグ条約の適用対象となり、申請までに 1 年が経過しており、新たな環境に適応していると認定するのであれば、ハーグ条約及びオーストラリア家族法規則に関してこの事案は終了すると考える。」

47. しかし、**Kay** 裁判官が英国判例を採用しなかったことが、オーストラリア法の状況を反映しているとは言えなくなっている。**Director General of the Community Services 対 M and C.**事件では、大法廷によって **Kay** 裁判官の見解に疑念が示されているためである。判決文のうち、すでに引用した箇所の後に、次のようなセクションがある。

「『適応』に関する追加的事項

95. 本上訴事件におけるこの争点に関する検討を終える前に、Ayob 事件判決における Kay 裁判官の傍論に注目すべきであると考え。この傍論は、子の連れ去り（又は留置）からハーグ条約に基づく申請まで 1 年が経過している事件において、家族法規則第 16 条第 1 項に基づき子が新たな環境に適応していると認定された場合に、裁判所はなお子の返還を命ずる権限があるかどうかに関するものである。

96. 84,072 では、同裁判官は、N 事件判決における Bracewell 裁判官のアプローチ、及び S 事件判決（未成年）（子の奪取）(1991) 2 FLR 1 at 25 における Purchas 裁判官とは、これらの事件が『ハーグ条約の四方の壁の中では、不法な連れ去り又は留置から 1 年以上という要件を充たし、新たな環境に適応している子に関しては権限の余地はない』という点において、異なっている。同裁判官の事件ではそのような一連の状況は該当しなかったにもかかわらず、これらの事実は『ハーグ条約及びオーストラリア家族法規則に関しては終了する』ケースに該当すると述べている。同裁判官の意見では、この事件はコモン・ローその他の法で決定すべきこととなる。

97. 本事件では、子の『環境への適応』の事実面が大きな争いとなったが、家族法規則に基づく権限に関する結論は争いがない。この争点には詳細な法的検討が必要であるため、取り上げないこととする。

98. もっとも、当裁判所は、必ずしも、Kay 裁判官の見解が正しいと確信しているわけではない。」

48. 要約すると、第 18 条の制定意図や学問的な批判は措くとして、手続開始が奪取の 1 年後であり、かつ子の環境への適応の事実を申立人が立証した場合に、第 18 条が裁判所に対してあえて返還を命ずる権限を付与している、と世界の司法コミュニティの大部分が解釈しているのは明らかだと思われる。

結論

争点 1

49. 当職は、第 12 条第 2 項が、排他的とまでは言えないまでも、子の隠匿の事案に対処するために具体的に起草されており、裁判官が隠匿の事実を援用して第 12 条第 2 項の規定を無効化することは予定されていない、という Ball 弁護士の主張を却下する。当職の経験では、申請人の黙認なく第 12 条第 2 項の期限を徒過したケースや、相手方が子を隠匿したケースは数多く

ある。申請者となる可能性のある者の中には、条約の存在を全く知らない者が多数いる。また、申請者に法律相談を受ける資力がないこともある。こうした者は、能力が低く、怠惰で、このような特殊分野における救済措置に関して全般的に精通していない国内弁護士に相談する。条約に基づく救済措置の手続が、事故や病気によって中断されることもある。さらに、実効性の十分な中央当局のない国も数多くある。中央当局がすべて、英国の3つの法域のように経験豊富で、充分なリソースを備えており、実効的であるとは限らない。

50. 不法な連れ去り又は留置から手続開始まで1年以上が経過している事案には、少なくとも3つのカテゴリーがある。一つ目は、理由のいかんを問わず、子を奪取された方の親による、黙示的了解のない手続期限の徒過である。このカテゴリーの事件では、裁判所は、申請者の期限徒過及びその理由説明等のあらゆる状況を勘案して、子が新たな環境に適応しているかどうか、それでもなお返還を命ずるべきかどうかを評価しなければならない。一方、申立人の側には、不法な連れ去り又は留置それ自体の他には不法行為があってはならない。
51. 奪取者による隠匿その他の策略が、第12条第2項の適用事由となる期限徒過の原因であり、又はこれに寄与している事案がある。このような事案では、隠匿によって稼いだ時間を算入せず、徒過期間から差し引き、12ヶ月の基準を超えたかどうかを確認するという「トーリング・ルール」には、当職は賛同できない。このアプローチは大雑把すぎて、条約に基づく現実的な結論の追求を妨げる結果が生じるおそれがあると考える。
52. Nicholls 弁護士は、下記の弁論主張骨子において、次のような結論を述べている。

「すべての事件は、その事案の事実在即して判断しなければならないが、実際に、子を隠した親が、子の環境への適応の事実を立証し、返還命令を免れるのは非常に難しいであろう。」
53. 私は、この結論を支持する。「新たな環境への適応」に相当する状況についての広汎かつ目的論的な解釈に際しては、期限徒過の原因となり又はこれに寄与した隠匿その他の策略というきわめて重要な要因をはじめ、個別の事案における事実を正しく反映することとなる。ここで、二つの要因を強調しておきたい。一つは隠匿の性質、もう一つは隠匿が環境への適応に与える影響に関するものである。
54. 隠匿や策略という行為自体は、外見も卑劣さの程度も大きく異なる。奪取行為それ自体は監護権を侵害するという意味で不法行為であるが、不法の程度は事案によって異なる。さらに、奪取行為は、発生地国の刑事犯罪に

該当する場合もある。奪取者は、刑事告訴され、有罪判決を受け、また、欠席裁判で刑を科されることもある。有罪判決又は刑罰の執行に関する逮捕令状が、国際刑事警察機構（インターポール）に回付されることもある。奪取者は、入国の権利又は特別の許可なしに入国したとみなされ、直ちに不法入国者とされる場合もある。

55. ここで、子が新たな環境に適応したされることと、常居所に関する英国判例との共通点を抽出する。子の環境への適応の事実の立証と、新たな環境での常居所取得の立証には、共通性があることは明らかである。Puttick 対 Attorney General 事件 ([1980] Fam 1) における George Baker 首席裁判官の判決では、外国の司法当局から逃れた者は、単に当局の追及から逃れている期間が一時的なものであることを根拠に、英国で常居所を取得しない、と明確に判示している。
56. ここで、二つ目の要因、すなわち子が新たな環境に適応しているとされることに対して、隠匿は策略が及ぼす影響を取り上げる。司法当局から逃れた者は、常に追跡者が迫るのを警戒しており、また、逮捕が近づく前に移動できるような心理状態及び身体状態にある。
57. オーストラリアの大法廷意見では、「環境への適応」には物理的要因と心理的要因という二つの構成要因があるという従来の理解を否定しているが、特に上記の検討事項があるため、当職はこれとは異なる意見を採らざるを得ない。物理的要因のみを検討するのは、子の人格全体を一体となって形成する感情的・心理的要因を無視することになる。幼児は、その感情的・心理的状态の大部分を、単独の養護者から受け継ぐ。年長の子は、意識的又は無意識に、単独の養護者の策略に巻き込まれることになる。Nicholls 弁護士主張は、こうした意味において有効である。
58. 奪取者の悪質性と、徒過期間の長さの間には、緊張関係があることが少なくない。本事件は、母親の行為の悪質性が高く、虚偽の環境の性質と経過した期間の実績を上回っている。子を奪取された父親にとって、奪取期間が長ければ長いほど、返還の成功の見込みが低くなるのは、不当である。逆の見方をすれば、母親が不正行為を長く続けるほど、メリットを維持できる可能性が高くなる。母親は、返還申請を阻止できる可能性が高まるだけでなく、父親が子の生活に再び参加するプロセスを複雑化させ、失われた年月がなければ築かれていたはずの子と父親の関係を回復する可能性も減らすことができる。
59. 3つ目のカテゴリーの事案は「操作的な期間徒過」と呼ぶことができる。これは、手続開始を 12 ヶ月の期限経過後とする意図と効果を有する相手方の行為を意味する。例えば、カナダの Lozinska 対 Bielwaski 事件 ([1998] 56

OTC 59) が挙げられる。裁判所は、子の返還を命ずるにあたって、父親が、第 12 条第 2 項の発動を目的に、手続の期限徒過を操作したと認定し、従って、自ら作出した期限徒過を利用することは認められないと判示した。このカテゴリーの事案では、抗弁の却下は、「環境への適応」に関する広汎かつ目的論的な解釈によって同様の結論に達するというよりも、「期間不算入の原則」により近いものとなる。このようなアプローチは、第 13 条(b) に基づく抗弁に関するアプローチ、すなわち、子を奪取した一時的監護者は、自身が子の返還を拒んだことから生じた状況をもとに、抗弁を出すことは認められないと判示されている。C 事件 (未成年) (子の奪取) 事件 ([1989] 1 FLR 403) 参照。

サマリー

60. 厳密な意味で拘束力のある判例がない以上、**Singer** 裁判官が 14 年間にわたる国内判例の傾向を否定することは可能なのは確かである。しかし、この傾向は定着しており、広く認識され、また、英国だけでなくコモン・ロー地域全体にわたって踏襲されてきている。また、この判例傾向は、条約の目的及び政策を支え、裁判官に対して個別事案における支持可能な結果達成の可能性を高める権限を与えているという点で、持続可能性がある。
61. この判例の傾向からの逸脱は、**Singer** 裁判官にとって可能ではあるが大胆であり、当職は正当根拠がないと考える。第 12 条第 2 項に基づく「環境への適応」の概念に対する一般に確立された解釈、すなわち、物的な要因のみを考慮するのは十分でないという点については、当職はためらわずに賛同する。同様に、感情的・心理的要因も考慮しなければならない。隠匿又は策略のケースでは、感情的・心理的な適応に必要な要因の立証責任は、きわめて重くなる。家庭事件部の裁判官は、厳格な期間不算入ルールを適用するのではなく、特に相手方が刑事裁判を逃れている者である場合には、隠匿と策略に基づく「環境への適応」を厳しく審査すべきである。
62. 「環境への適応」が事実に基づいたものであるとしても、裁判所は、条約に基づき返還を命ずる残存権限を有する。この権限は、第 18 条によって具体的に付与されている。第 18 条がなかったとすれば、これに対する有力な反対意見は承知しているが、第 12 条に基づき権限の存在を推認したいと考えている。**Singer** 裁判官が権限を否定したのは、英国判例に反するだけでなく、世界各国の判例や学術文献の観点からは、「環境への適応」の概念に対する同裁判官の文理解釈に比べて根拠が弱いものである。
63. こうした判例は、第 12 条第 2 項に基づく問題を、少なくとも本上訴審レベ

ルで確定的に解決するという点で重要である。しかし、当職には、全世界で、当裁判所の結論に直接の影響を受ける事件がそれほど多数あるとは考えられない。

64. 下記当事者のいずれも、口頭証拠の提出を試みなかったことから、当裁判所が独自の判断を行使し、子が新たな環境に適応しているかどうかを判断し、また、適応していると認定する場合には、それでもなお権限を行使して返還を命ずるべきかを判断するのは可能である。しかし、上訴のために許可された日においては、二つの主要論点に関する詳細な弁論を行うことは困難であった。裁判所の再構成が困難であることに鑑み、家庭事件部に未解決の争点をすべて差し戻すことで、終局判決がより早く達成されると考えられる。このような争点は、控訴院の事務担当官 (**listing officer**) 及び家庭事件部の書記官 (**clerk of the rules**) への照会を行うことにより、解決が可能である。
65. 従って、当職は、上記で検討された二つの争点に対する上訴を許可する。当裁判所の最終的な形式の判決は、追加の書面提出後に下すこととする。

WALLER 裁判官：

66. 当職は、**Thorpe** 裁判官の挙げた理由により、上訴を許可し、判決を下す。

MAURICE KAY 裁判官：

67. 当職は、同意する。